

第 8 4 号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 1 8 年加東市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

別表適正就学指導委員会の項中「適正就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

第 8 4 号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

文部科学省の指針による、加東市適正就学指導委員会の所掌事務の追加に伴い、当該委員会の名称を改正したため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

適正就学指導委員会の名称を改めること。（別表関係）

3 施行期日 公布の日（平成 2 9 年 4 月 1 日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
適正就学指導委員会	医師委員	日額	20,000	教育支援委員会	医師委員	日額	20,000
	医師以外の委員	日額	8,000		医師以外の委員	日額	8,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)